

電気通信事業法施行規則の一部改正（初期契約解除に伴う対価請求費用項目の追加）

（諮問第3118号）

< 目 次 >

1	答申書（案）	1
2	改正概要	8
	（参考）諮問時の改正案	19

情 郵 審 第 \* 号  
令 和 元 年 8 月 \* 日

総 務 大 臣  
石 田 真 敏 殿

情報通信行政・郵政行政審議会  
会 長 多 賀 谷 一 照

答 申 書

令和元年6月21日付け諮問第3118号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、電気通信事業法施行規則の一部改正（初期契約解除に伴う対価請求費用項目の追加）については、審議を踏まえ、次のとおり修正した上で制定することが適当と認められる。
  - ・電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）の一部改正案の一部について、別添1のとおりとすること。
- 2 なお、提出された意見及びそれらに対する当審議会の考え方は、別添2のとおりである。

以上

「仮想移動電気通信サービス」の定義等に関し、電気通信事業法施行規則の一部改正案を次のとおりの案とすることが適当。

○電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部改正案（抜粋）

改正後	改正前
<p>（書面解除に伴い利用者が支払うべき金額）</p> <p>第二十二條の二の九 法第二十六條の三第三項ただし書の総務省令で定める額は、次に掲げる額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を限度とする。</p> <p>一 書面解除までに提供された電気通信役務及び当該電気通信役務の提供に付随して提供された有償継続役務であつて書面解除に伴いその提供が中止されたものの対価に相当する額（次号から第五号までに規定する費用に係るものを除く。）</p> <p>二 書面解除に係る電気通信役務が仮想移動電気通信サービス（移動端末設備（携帯電話、PHS端末又は無線設備規則第四十九條の二十八若しくは第四十九條の二十九で定める条件に適合する無線設備に限る。以下この号において同じ。）を用いて利用される電気通信役務であつて、一端が無線により構成される端末系伝送路設備に移動端末設備を接続する利用者に対し、当該電気通信役務に係る基地局を設置せずに提供されるもの（当該電気通信役務に係る利用者料金の設定権を有する者が提供するものに限る。）をいう。第二十二條の二の十五において同じ。）であつて、当該電気通信役務を提供する電気通信事業者が次のイ又はロに掲げるものである場合にあつては、それぞれ当該イ又はロに定める額に相当する額（当該額が当該電気通信役務の提供に用いるSIMカード（第二十三條の九の五第一項第三号に規定するものをいう。以下この号において同じ。）の提供に要する費用の額として当該電気通信役務の利用者に対し通常請求される費用の額を超える場合にあつては、当該通常請求される費用の額）</p> <p>イ 第二種指定電気通信設備に電気通信設備を接続する電気通信事業者（当該電気通信事業者から当該第二種指定電気通信設備を用いる電気通信役務の提供（二以上の段階にわたる当該電気通信役務の提供を含む。）を受ける電気通信事業者を含む。） 第二十三條の九の三に規定する接続料のうち、第二種指定電気通信設備接続料規則（平成二十八年総務省令第三十一号）第四條第二項第三号に規定する部分に係る接続料</p> <p>ロ 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者から当該第二種指定電気通信設備を用いる電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者（当該電気通信事業者から当該電気通信役務の提供（二以上の段階にわたる当該電気通信役務の提供を含む。）を受ける電気通信事業者を含む。） 当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者から</p>	<p>（書面解除に伴い利用者が支払うべき金額）</p> <p>第二十二條の二の九 「同上」</p> <p>一 書面解除までに提供された電気通信役務及び当該電気通信役務の提供に付随して提供された有償継続役務であつて書面解除に伴いその提供が中止されたものの対価に相当する額（次号から第四号までに規定する費用に係るものを除く。）</p> <p>〔新設〕</p>

<p>提供される卸電気通信役務に係るSIMカードの料金</p> <p>三   電気通信役務の提供に必要な工事のために通常要する費用（当該費用として通常請求されるものに限る。次号及び第五号において同じ。）の額として総務大臣が別に告示する額（当該工事が行われた場合に限る。）</p> <p>四   [略]</p> <p>五   [略]</p> <p>（禁止行為の規定の適用を受けない電気通信事業者の基準）</p> <p>第二十二條の二の十五 法第二十七條の三第一項の総務省令で定める利用者の数の割合は、<u>仮想移動電気通信サービス</u>を提供する電気通信事業者（基地局を設置して移動電気通信役務を提供する電気通信事業者であるもの及び当該電気通信事業者の特定関係法人であるものを除く。）について、千分の七とする。</p>	<p>二   電気通信役務の提供に必要な工事のために通常要する費用（当該費用として通常請求されるものに限る。次号において同じ。）の額として総務大臣が別に告示する額（当該工事が行われた場合に限る。）</p> <p>三   [同上]</p> <p>四   [同上]</p> <p>（禁止行為の規定の適用を受けない電気通信事業者の基準）</p> <p>第二十二條の二の十五 法第二十七條の三第一項の総務省令で定める利用者の数の割合は、<u>仮想移動電気通信サービス</u>（移動端末設備（携帯電話、PHS端末又は無線設備規則第四十九條の二十八若しくは第四十九條の二十九で定める条件に適合する無線設備に限る。以下この項において同じ。）を用いて利用される電気通信役務であつて、一端が無線により構成される端末系伝送路設備に移動端末設備を接続する利用者に対し、当該電気通信役務に係る基地局を設置せずに提供されるもの（当該電気通信役務に係る利用者の料金の設定権を有する者が提供するものに限る。）をいう。）を提供する電気通信事業者（基地局を設置して移動電気通信役務を提供する電気通信事業者であるもの及び当該電気通信事業者の特定関係法人であるものを除く。）について、千分の七とする。</p>
<p>備考 表中の「  」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	<p>[2・3 略]</p> <p>[2・3 同上]</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第五号）の施行の日（令和元年 月 日）  
。以下「施行日」という。）から施行する。

# 「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案（初期契約解除に伴う対価請求費用項目の追加）」についての意見募集

別添2

- 意見募集期間 : 令和元年6月22日（土）から令和元年7月22日（月）まで
- 意見提出件数 : 7件（個人：7件）
- 意見提出者 :

意見提出者
個人（7件）

# 「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案（初期契約解除に伴う対価請求費用項目の追加）」に対する意見及びそれに対する考え方

番号	項目	意見	考え方	提出意見 を踏 まえた 案の修 正の有 無
<b>省令案全体に対する意見</b>				
1	全体	<p>消費者相談の現場から、電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン改正案について、以下の通り意見を述べます。</p> <p>SIMカードの提供に要する費用として初期契約解除に伴う対価請求の項目に追加することについて、資料に提示されているような金額であれば、特に異存はありません。</p> <p>ただし、今後初期契約解除に乗じて、さまざまな部品を加えてセット販売にするケースに留意していただきたいと思います。</p> <p>以上</p> <p style="text-align: right;">【個人6】</p>	<p>賛成の御意見として承ります。</p> <p>いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>	無
2	全体	<p>本改正に賛成である。</p> <p>改正内容は、利用者にとってより見通しの良い契約及びその他の事務の推進のため適切であると思われた。</p> <p style="text-align: right;">【個人7】</p>	<p>賛成の御意見として承ります。</p>	無
<b>その他の意見</b>				
3	その他	<p>解除料1000円とするならば各社が算定している2年契約の料金の算定が変更になり、現行の料金プランが上昇すると思われる。</p> <p>そうなるとうと価格競争が生まれなれないと思います。</p> <p>それでは意味が無いので、初めから期間の定めが無い割安な料金プランを進めれば良いと思います。しかしながら、解除料1000円を進めて月々の料金プランが上昇すれば今後の5Gの普及にも遅れが生じると思われますので、解除料1000円に拘らずに妥協点を各社と審議した方が個人的に良いと思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人1】</p>	<p>いただいた御意見については、参考として承ります。</p>	無

4	その他	<p>「SIMカードの貸与」等と言う「概念（コンセプト）」の構造では、私には意味の理解が出来ないです。具体的には、「料金費及び端末費」を「区別（セパレーション）」すれば、SIMカードにおける請求では、利用者が精算する場合は、「コンビニエンスストア」での請求書の精算、銀行口座の引き落としでの請求での「精算」等が挙げられると、思いますので、「SIMカードの貸与」等が不要の構造と、私は思います。要約すると、「SIMカード発行手数料」等と言う構造では、私には理解が出来ないです。 【個人2】</p>	<p>いただいた御意見については、参考として承ります。</p>	無
5	その他	<p>物の価格を政府が決めることは資本主義社会にそぐわないと思います。日本は菅氏の独裁国家または社会主義国家であってはない。 【個人3】</p>	<p>いただいた御意見については、参考として承ります。</p>	無
6	その他	<p>携帯電話料金を下げるよう総務省が努力していただいております。大変助かります。 ところで、自分は家族全員、ビックカメラの「ビックSIM」を使っています。 私はネットをあまり使わないのですが、妻や子供はよく使っています。そのため、私は一番安いSIMのプランにしても、毎月容量があまってしまう、逆に妻や子供は月末になると足りない状態になっていきます。ビックSIMを家族全員が使っていることで、家族全員で容量を融通し合えると、無駄な出費がなくなり、さらに助かるので、ぜひこういう点も携帯電話会社・SIMの会社にご指導いただければと存じます。 【個人4】</p>	<p>いただいた御意見については、参考として承ります。 なお、個別の事業者の契約内容については、当該事業者において判断するものと考えます。</p>	無
7	その他	<p>解約の違約金を決めたり、端末代の値引き額を決めたり、金額を政府が指定するのは良くない。物価統制みたいなやり方は、自由競争とは正反対の施策である。 ドコモの親会社の筆頭株主は政府。政府はドコモの親会社に影響を与えれば良い。 ドコモが政府の意向通りの料金設定をし、一般消費者が支持すれば、業界他社も追随せざる負えない。 日本は共産主義的なやり方ではなく、資本主義的なやり方で物事を進めて行くべきである。 【個人5】</p>	<p>いただいた御意見については、参考として承ります。</p>	無

# 電気通信事業法施行規則の一部改正について

8

— 初期契約解除に伴う対価請求項目の追加について —

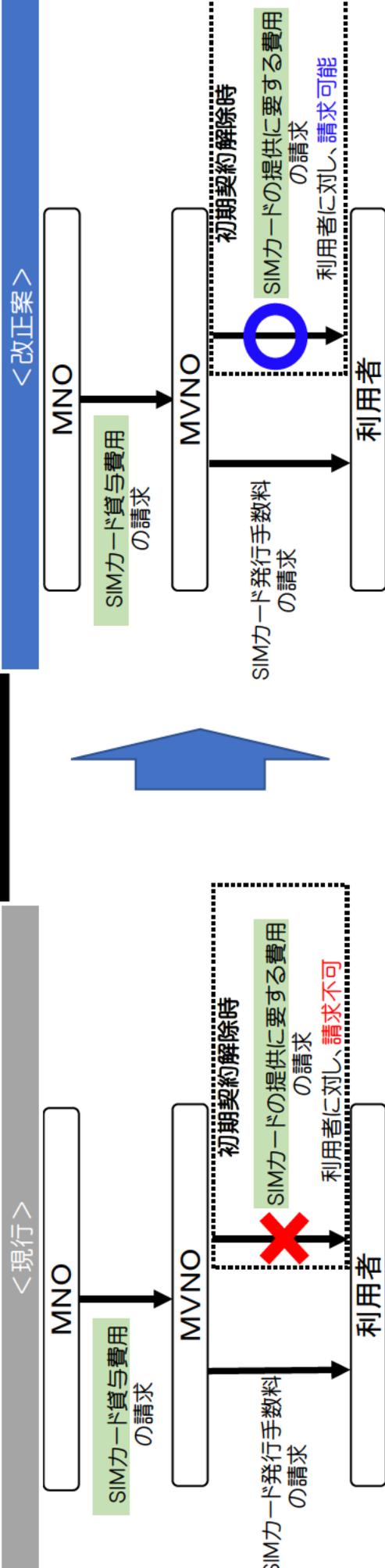
総務省  
総合通信基盤第一課  
消費者行政第一課

# 初期契約解除に伴う対価請求項目の追加について(改正の概要)

## 改正の概要

- MNO各社が、2016年度後半以降、SIMカードの貸与(※)に係る費用について、SIMカード1枚当たりの単価に基づき請求する運用を開始したことを受け、主なMVNO各社では、順次、MNOからのSIMカード貸与費用の請求を踏まえ各社において設定した金額を「SIMカード発行手数料」として利用者に対し請求する運用を開始。
  - ※ 接続約款の記載に基づき、SIMカードの「貸与」としては、一度発行したSIMカードは、再度別の利用者に提供することができないため、MVNO事業者がMNOに対しSIMカードを返却しても「貸与」に係る費用は返還されない。
- 2018年10月にMVNOの音声通話付サービスが初期契約解除の対象業務として追加された後、2019年2月の「消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合(第6回)」において、業界団体より、初期契約解除の際にMVNOが負担している「SIMカード発行手数料」を対価請求の項目に追加してほしいとの要望が示され、同会合における要改善・検討事項として、「SIMカード発行手数料」の取扱いについて総務省等において検討する必要がある旨が取りまとめられた。
- これを踏まえ、「SIMカード発行手数料」のうち、①MVNOが利用者への役務提供のために必ず要する費用であり、②接続料の一部として省令の基準に基づき算定され、透明性・適正性が確保されているSIMカード貸与費用に相当するものと認められる金額については、「SIMカードの提供に要する費用」として初期契約解除に伴う対価請求の項目に追加することとし、所要の規定整備を行う。

※ 確認措置(総務大臣の認定を受けた役割について、電気通信事業者に一定の責任がある場合に端末等も含めて契約解除することができることとする初期契約解除の代替的制度)により契約解除した場合は、契約事務手数料、工事費用、番号ポータビリティに係る費用は請求できないこととなっているため、SIMカードの提供に要する費用についても同様とする。



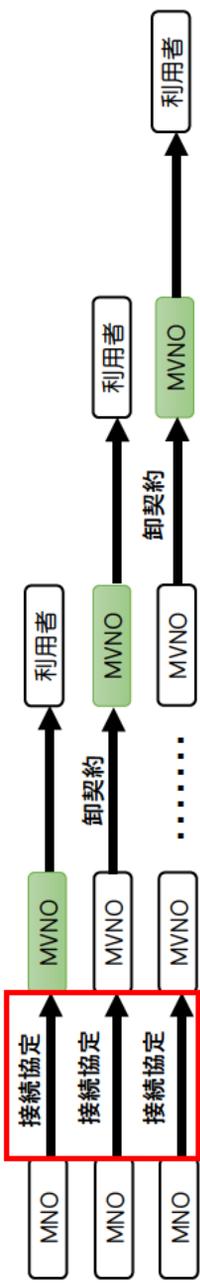
：接続料の一部として省令の基準に基づき算定される費用又はそれに相当するもの

## 電気通信事業法施行規則の一部改正

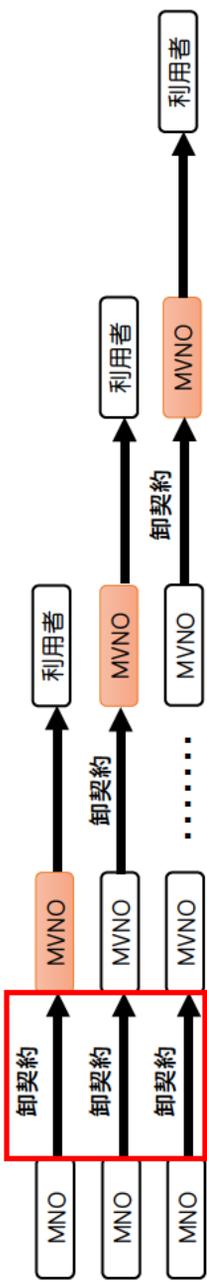
初期契約解除に伴い利用者が支払うべき金額（事業者が利用者が利用に対して請求可能な金額〔上限額〕）として、以下を加える。  
 （第22条の2の9）

- 書面解除に係る電気通信役務が仮想移動電気通信サービスであって、当該電気通信役務を提供する電気通信事業者が次に掲げるものである場合には、それぞれ次に定める額に相当する額（当該電気通信役務の提供に用いるSIMカードの提供に要する費用の額として当該電気通信役務の利用者に対し通常請求される費用の額を超える場合にあっては、当該通常請求される費用の額をいう。）（※1）

- ・ 当該電気通信役務を提供する電気通信事業者が第二種指定電気通信設備に電気通信設備を接続する電気通信事業者（当該電気通信事業者から当該第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供（二以上の段階にわたる当該卸電気通信役務の提供を含む。）を受ける電気通信事業者を含む。）である場合には、SIMカードの提供に係る接続料（※2）



- ・ 当該電気通信役務を提供する電気通信事業者が第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者から当該第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者（当該電気通信事業者から当該卸電気通信役務の提供（二以上の段階にわたる当該卸電気通信役務の提供を含む。）を受ける電気通信事業者を含む。）である場合には、当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者から提供される卸電気通信役務に係るSIMカードの料金



（※1）MVNOが通常の契約手続時に、SIM発行手数料として、接続協定又は卸契約に係るSIM貸与費用を下回る金額を設定していた場合には、当該額を対価請求の上限額とすることとする。

（※2）実際にMVNOに負担の発生する費用についてののみ利用者に対し請求できるよう、「第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第2項第3号に規定する部分に係る接続料に相当する額」とし、接続料の変動に柔軟に対応できるように規定することとする。

■ 施行日：利用者利益の保護の強化等を含む「電気通信事業法の一部を改正する法律」（令和元年法律第5号）の施行の日から施行することとする。

# (参考1) 初期契約解除に伴う対価請求項目の追加について(改正の背景①)

## 改正の背景①

(1) MVNOにおけるSIMカード発行手数料の請求開始

- MNO各社は接続約款を改定し、2016年度後半以降、MVNOに対し、SIMカードの貸与に係る費用について、SIMカード1枚当たりの単価に基づき請求する運用を開始。卸契約についても、接続約款の改定を踏まえ同様に變更され、主なMVNO各社では、新規契約者等の新たにSIMカードを必要とする利用者に対し、SIMカード1枚ごとに、MNOからのSIMカード貸与費用の請求を踏まえ各社において設定した金額を「SIMカード発行手数料」(※1)として請求する運用を開始。
- 総務省では、2017年9月に第二種指定電気通信設備に係る接続料の透明性・適正性等の確保、公正競争環境の向上の観点から、**電気通信事業法施行規則及び第二種指定電気通信設備接続料規則を改正し、MNO各社のSIMカード貸与費用について、接続約款記載事項等に追加し、また、当該費用の算定方法についても規定(※2)。これを受け、MNO各社は2018年4月より、省令の基準に従った費用算定に基づくSIMカード貸与費用の請求等を実施(※3)。**

二 ※1 当該費用の呼称は社によって異なり、他に「SIMカード発行料」、「SIMカード準備料」、「SIMカード手配料」等の呼称も存在。

※2 卸電気通信役務の提供については、電気通信事業法施行規則を改正し、SIMカードの種類、料金、提供条件等を届出事項として追加。(第二種電気通信設備を設置する電気通信事業者は、一定の規模以上(契約数50万回線以上等)の卸契約等について届出が必要。)

※3 当該費用の額はMNO各社ごとに異なり、今年度は1枚につき114円～335円。

(2) MVNO音声通話付きサービスに対する初期契約解除制度の適用開始

- 2015年の電気通信事業法改正により、利用者が電気通信サービスの特性に起因した契約上のトラブルを回避することができるよう、契約初期の一定期間は、利用者側から相手方(電気通信事業者)の同意無く、契約を解除することができる**初期契約解除制度が導入(2016年10月施行)**。初期契約解除時に事業者が利用者が利用者に対価請求できる費目及び上限額についても併せて規定(※4)。

- 制度導入当初、MVNOの音声通話付きサービスは、初期契約解除制度の対象外(※5)であったが、2018年にはMVNOの普及が進み、MVNOの音声通話付きサービスについての苦情相談も少ないとはいえない状況となってきたことから、告示改正を行い、**2018年10月より、MVNOの音声通話付きサービスを初期契約解除制度の対象役務として追加。**

※4 利用者が初期契約解除を申し出た際、事業者は違約金を請求できないほか、例えば契約時に初期費用等として受領した費用の中でも、対価請求を認められない費目や、対価請求できる費目の上限額を超える部分の費用については、利用者に返金しなければならない。

※5 初期契約解除制度導入検討当時、MVNOの音声通話付きサービスに対する苦情相談事案がほとんどなかったため。

## 改正の背景②

(3) MVNO事業者からの制度改正要望

○ 消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合(第6回:2019年2月1日開催)において、(一社)テレコムサービス協会より、「初期契約解除に際してMVNOが負担しているSIM準備手数料(仮)について、対価請求の項目として追加してほしい」との要望が示された。これを踏まえ、同会合において「SIM準備手数料(仮)」については、総務省等において、その実情を踏まえた上で、今後の取り扱いを検討していくことが必要」であるとすると要改善・検討事項が取りまとめられた。

(4) 総務省における検討

○ 「SIMカード発行手数料」のうち、①MVNOが利用者への役務提供のために必ず要する費用であり、②接続料の一部として省令の基準に基づき算定され透明性・適正性が確保されているSIMカード貸与費用に相当するもの(※6)と認められる金額については、SIMカードの提供に要する費用として初期契約解除に伴う対価請求の項目に追加することとし、所要の規定整備を行う。

※6 即電気通信役務の提供についても、接続約款と同様の料金等の条件で行われている。

- 2016年12月より、「電気通信市場分野における市場検証に関する年次計画（平成28年度）」に基づき、MNO及びMVNOに対し、接続制度の運用状況、卸電気通信役務の提供状況及びサービス提供に当たつての課題等について、ヒアリング調査を実施。
- 上記調査及び電気通信市場検証会議等の結果を踏まえ、第二種指定電気通信設備に係る接続料の透明性・適正性等の確保、公正競争環境の向上のため省令等を改正。

改正対象	改正事項	改正内容
電気通信事業法施行規則	接続約款記載事項の追加	次の事項を接続約款への記載事項に追加 ① 標準的な役務利用管理システムの機能及び料金 ② SIMカードの種類ごとの機能 ③ 障害に関する情報の接続事業者への通知責任 ④ いわゆる網改造料等の、案分方法を含む算定方法
接続料規則	卸電気通信役務に関する届出事項の追加	卸電気通信システム及びSIMカードの種類、料金、提供条件等について届出事項に追加 データ伝送交換機能に新たな区分及びそれぞれの単位を設ける ① ②③以外のもの（回線容量） ② 回線管理機能（回線数） ③ SIMカード（SIMカードの枚数）
情報開示告示	円滑な接続を行う上で重要な事項の情報開示義務を追加	
MVNOガイドライン	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 頻度の高い工事当たりの単価を約款に記載すべき旨明確化</li> <li>● 役務利用管理システム又はSIMカードの機能その他の提供条件の追加及び変更に関する情報を早期に通知するよう努めるよう記載</li> <li>● MVNEとして他のMVNOに電気通信役務の提供を行っているMVNOについて、MNOから得たふくそう、事故等に関する情報を速やかに卸先事業者へ情報提供するよう記載</li> </ul>	

SIMの貸与に係る費用 接続約款における記載(各社の接続約款より抜粋)

(USIMカードの貸与に係る費用の支払い義務)  
 第56条の3 協定事業者(接続申込者を含みます。以下、この条において同じとします。)(は、第25条の6(USIMカードの貸与に係る請求)第2項に規定する契約に基づき、USIMカードの貸与に係る請求を行い、当社がその請求を承諾したときは、料金表第3表(その他の費用)第1(USIMカードの貸与に係る費用)に規定するUSIMカードの貸与に係る費用の支払いを要します。

1 USIMカードの貸与に係る費用の額

区分	単位	形状	費用の額	備考
USIMカードの貸与に係る請求をし、当社が承諾したときに要する費用	1枚ごと	Plug-in UICC、又はMini-UICC、又は4FF	335円	FOMA直取パケット接続機能又はXi直取パケット接続機能での利用が可能です。

(auICカードの貸与に係る費用の支払義務)  
 第68条の3 協定事業者(接続申込者を含みます。以下、この条において同じとします。)(は、第38条の3(auICカードの貸与に係る申込み)第2項に規定する契約に基づき、auICカードの貸与に係る請求を行い、当社がその請求を承諾したときは、料金表第4表(その他の費用)第1(auICカードの貸与に係る費用)に規定するauICカードの貸与に係る費用の支払いを要します。

第4表 その他の費用

第1 auICカードの貸与に係る費用の額

区分	単位	形状	費用の額	備考
auICカードの貸与に係る請求をし、当社が承諾したときに要する費用	1枚ごと	Mini-UICC、又は「4FJ」	226円	WIN直取パケット接続機能及びLTE直取パケット接続機能での利用が可能です。
		Plug-in UICC、Mini-UICC、又は「4FJ」	114円	LTE直取パケット接続機能での利用が可能です。
		「4FJ」	114円	LTE直取パケット接続機能(LPWA)での利用が可能です。

(3Gチップの利用に係る費用の支払義務)  
 第56条の3 協定事業者(接続申込者を含みます。以下、この条において同じとします。)(は、第28条の2(開通システム等の利用申込み)第2項に規定する契約に基づき、3Gチップの利用の申込みを行い、当社がその申込みを承諾したときは、料金表第4表(その他の費用)第1(3Gチップの利用に係る費用)に規定する3Gチップの利用に係る費用の支払いを要します。

第1 3Gチップの利用に係る費用

当社網(S)

区分	単位	形状	料金額	備考
3Gチップの利用の申込みを行い、当社がその申込みを承諾したときに要する費用	1枚ごとに	Plug-in UICC(標準タイプ)、Mini-UICC(microタイプ)又は4FF(nanoタイプ)	292円	直取パケット接続機能での利用が可能です。

MNO各社

NTTドコモ

335円

14

KDDI  
 沖繩セルラー

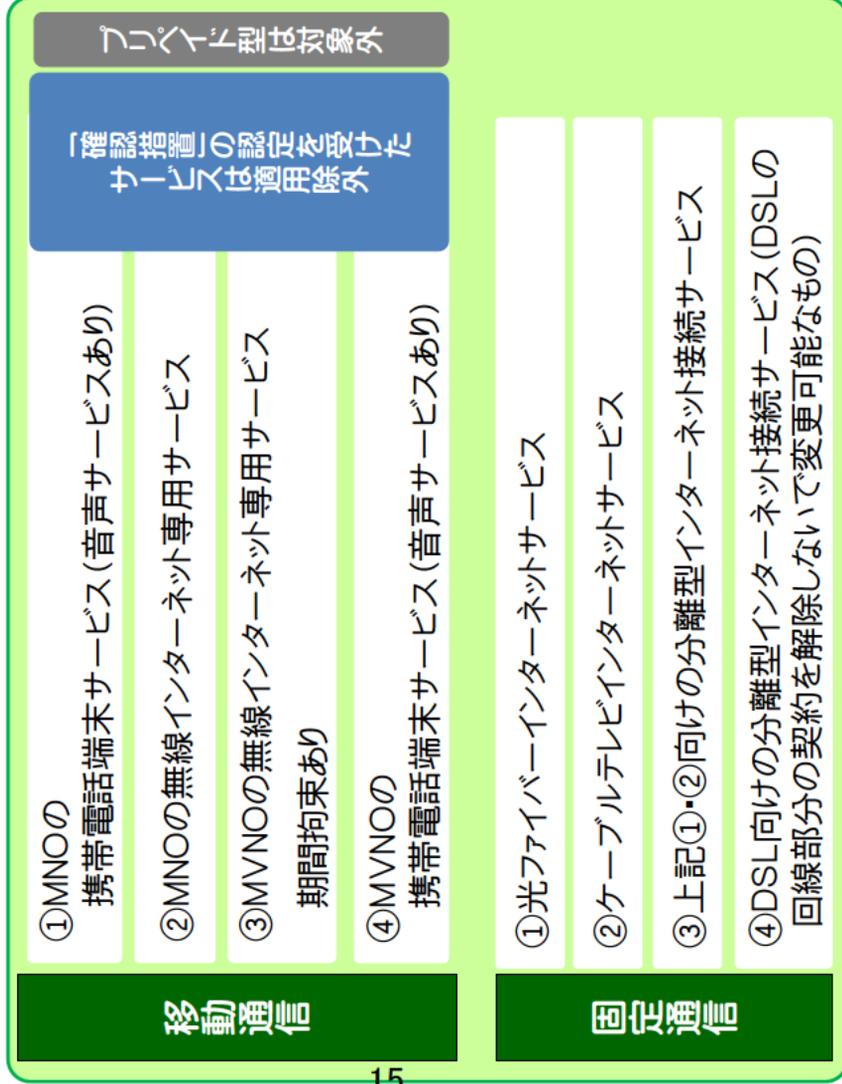
114円又は226円

ソフトバンク

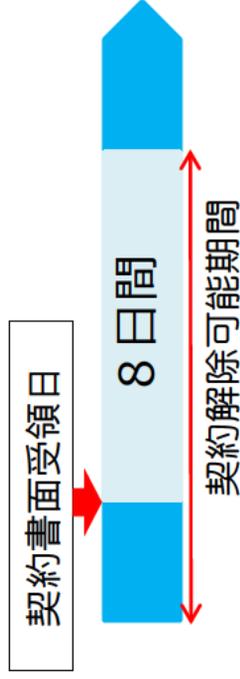
292円

○ 利用者は、契約書面受領後等から8日間は、相手方（電気通信事業者）の合意なく契約解除できる。また、初期契約解除制度の規定に反する特約は無効とする。

● 対象役務



● 契約解除可能期間（原則）



● 契約解除時に利用者に請求できる上限額（現行）

① 契約解除までのサービス提供の対価

※ 定額制の料金は、原則として日割り計算

② サービス提供に必要な工事（実施済の工事）に通常要する費用<sup>※1</sup>として総務大臣が告示<sup>※2</sup>する額

③ 契約の締結のために通常要する費用（いわゆる事務手数料）<sup>※1</sup>として総務大臣が告示<sup>※2</sup>する額

④ 番号ポータビリティの適用に通常要する費用<sup>※1</sup>として総務大臣が告示<sup>※2</sup>する額

※1 当該費用として通常請求されるもの

※2 詳細は次ページ

● 初期契約解除制度は、利用者に不利な料金等の変更が含まれる変更契約・更新契約にも適用

## (参考5) 初期契約解除に伴う対価請求の上限額を定める告示の概要

- 初期契約解除に伴い利用者が支払うべき額(対価請求額)のうち工事費用、事務手数料及び番号ポータビリティに係る費用の上限額を規定。

	<p>(FTTHアクセスサービス)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 戸建て住宅に人員を派遣して行う工事 <b>25,000円</b></li> <li>・ 集合住宅等に人員を派遣して行う工事 <b>23,000円</b></li> <li>・ その他の工事(人員派遣なし) 2,000円</li> </ul> <p>★土日・休日の場合は3,000円、 夜間・深夜の場合は10,200円を加算可能 (人員無派遣の場合は加算不可)</p>	<p>(CATVアクセスサービス)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 戸建て住宅に人員を派遣して行う工事 <b>18,000円</b></li> <li>・ 集合住宅等に人員を派遣して行う工事 <b>17,000円</b></li> <li>・ その他の工事(人員派遣なし) 2,000円</li> </ul>
工事費用		
事務手数料	<b>3,000円</b> (固定通信、移動通信共通)	
番号ポータビリティに係る費用	<b>3,000円</b> (固定通信、移動通信共通)	

※上記の上限額に消費税を加えた額まで請求可能。

※上記の上限額以内であっても、通常の中途解約等で請求している額の方が低い場合は当該額が上限となる旨を告示に規定。

※上記のほか、施行規則に基づき、初期契約解除までに利用したサービスの利用料を合理的範囲内で請求可能。

※上記のうち、事務手数料について、その請求単位は契約単位が望ましいものの、顧客管理システム上の管理が回線ごとになっているなど特段の事情がある場合には回線単位とすることも考えられる。

- あくまで上限であり、全ての場合においてこの額まで請求できる権利が事業者に与えられるものではない。事業者が自主的に無償での契約解除に応じることも妨げられない。

○ 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)

(第二種指定電気通信設備との接続)

第三十四条 (略)

2 前項の規定により指定された電気通信設備(以下「第二種指定電気通信設備」という。)を設置する電気通信事業者は、当該第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額及び接続条件について接続約款を定め、総務省令で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出なければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 総務大臣は、前項(第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により届け出た接続約款が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該接続約款を変更すべきことを命ずることができる。

一 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていないとき。

イ 他の電気通信事業者の電気通信設備を接続することが技術的及び経済的に可能な接続箇所のうち標準的なものとして総務省令で定める箇所における技術的条件

ロ 総務省令で定める機能ごとの第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額

ハ 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及びこれと他の電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項

ニ 電気通信役員に関する料金を定める電気通信事業者の別

ホ イから二までに掲げるもののほか、第二種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なものとして総務省令で定める事項

二 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを算定するものとして総務省令で定める方法により算定された金額を超えるものであるとき。

三 接続条件が、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその第二種指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものであるとき。

四 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的な取扱いをするものであるとき。

4~9 (略)

(第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供)

第三十八条の二 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、当該第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務を開始したときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨、総務省令で定めるところの卸電気通信役務の種類その他総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならぬ。届け出た事項を変更し、又は当該業務を廃止したときも、同様とする。

○ 電気通信事業法施行規則(昭和六十年郵政省令第25号)

(第二種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出)

第二十三条の九の三 法第三十四条第二項の規定により、接続約款を定め、又は変更しようとする者は、その実施の日の七日前までに、様式第十七の四の届出書に、次に掲げる事項を記載した接続約款(変更の届出の場合は、接続約款の新旧対照)並びに様式第十七の四の二から第十七の四の七まで及び総務大臣が別に告示する様式の接続料(第二種指定電気通信設備との接続に関し当該第二種指定電気通信設備を設置すべき金額をいう。以下この条において同じ。)の算出の根拠に関する説明を記載した書類その他必要な書類を添えて提出しなければならない。この場合において、当該書類に掲記される科目その他の事項の金額及び数値は、接続料の算出に十分な精度を確保できる場合に限り、端数処理を行つて表示することができる。

一～五 (略)

(法第三十八条の二の総務省令で定める事項)

第二十五条の七 法第三十八条の二の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 五 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者から当該第二種指定電気通信設備を用いる前号の表の上欄に掲げる卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者が同表の下欄に掲げる電気通信事業者の場合にあつては、当該電気通信事業者ごとの次に掲げる事項
  - イ 提供卸電気通信役務に係る役務利用管理システムの機能及び料金その他の提供条件
  - ロ 提供卸電気通信役務に係るSIMカードの種類、機能及び料金その他の提供条件

○ 第二種指定電気通信設備接続料規則(平成二十八年総務省令第31号)

第七条 法第三十四条第三項第一号ロの総務省令で定める機能は、次の各号に掲げる機能の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 (略)

二 データ伝送交換機能 第二種指定電気通信設備にその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者(以下「他事業者」という。)が設置する当該電気通信設備と第二種指定電気通信設備をGPRS/トンネリング/プロトコルが用いられる通信方式を用いて接続した上で、当該他事業者が設置する電気通信設備と特定移動端末設備との間で専ら符号又は影像の伝送交換を行う機能(無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第四十九条の六の四又は第四十九条の六の五で定める条件に適合する無線設備であつて、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八メガチップのものを使用した符号又は影像の伝送交換を行うものを除く。)

三・四 (略)

2 前項第2号の機能は、接続料を算定するために次に掲げる部分に区分するものとする。

一・二 (略)

三 SIMカード(電気通信事業報告規則(昭和63年郵政省令第46号)第10条に規定するSIMカードをいう。以下同じ。)の提供に係るもの(事業者が現にSIMカードの提供を行っている場合に限る。)

(データ伝送交換機能の接続料)

第13条 第四条第一項第二号に掲げる機能の接続料は、次の各号に掲げる部分に応じ、当該各号に定めるものを単位として設定するものとする。

一 第四条第二項第一号 回線容量

二 第四条第二項第二号 回線数

三 第四条第二項第三号 SIMカードの枚数

2 第四条第二項第三号に掲げる部分に係る接続料の原価及び利潤は、次の各号に定める方法により算定することができる。この場合において、当該接続料の原価及び利潤には、第三章の規定は適用しない。

一 接続料の原価は、SIMカードの調達費用に、SIMカードの管理及び他事業者への提供に要する費用として合理的に算定したものを加えたものとする。

二 接続料の利潤は、次に掲げる式により計算した運転資本に、前項第一号の接続料の算定における利潤を当該算定に係るレートベースで除いたものを乗じたものとする。

運転資本＝前号の調達費用×(SIMカードの提供からこれに係る接続料の収納までの平均的な日数/三百六十五日)

3 (略)

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二十六条の三第三項ただし書の規定に基づき、  
電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年 月 日

総務大臣 石田 真敏

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(書面による解除の例外)

第二十二條の二の七 法第二十六條の三第一項の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

【一〇四 略】

五 法第二十六條第一項第一号に掲げる電気通信役務のうち、その提供を受けることができる場所に関する状況(以下この号において「利用場所状況」という。)及びその利用者の利益の保護のための法令等の遵守に関する状況(以下この号において「遵守状況」という。)を確保できる措置(次に掲げる要件を満たすものに限る。以下この条において「確認措置」という。)を電気通信事業者が講じているものであつて、その利用者の利益が保護されているものとして、当該電気通信事業者の申請により総務大臣が認定(以下この条において「認定」という。)したものの提供に関する契約(以下この号において「確認措置契約」という。)を締結した場合

【イハ 略】

ニ ロ又はハの解除に伴い当該利用者が支払うべき金額が次に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超えないこと。

(1) 当該関連契約により提供された役務の対価に相当する額(当該役務の提供に必要な工事のために通常要する費用(当該費用として通常請求されるものに限る。以下この号において同じ。))及び当該関連契約の締結のために通常要する費用並びに第二十二條の二の九第一号及び第五号に規定する費用に係るものを除く。

【(2) 略】

【ホ 略】

【2〇6 略】

(書面解除に伴い利用者が支払うべき金額)

第二十二條の二の九 法第二十六條の三第三項ただし書の総務省令で定める額は、次に掲げる額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を限度とする。

一 書面解除までに提供された電気通信役務及び当該電気通信役務の提供に付随して提供された有償継続役務であつて書面解除に伴いその提供が中止されたものの対価に相当する額(次号から第五号までに規定する費用に係るものを除く。)

二 書面解除に係る電気通信役務が仮想移動電気通信サービス(別表備考第三号に規定するものをいう。以下同じ。)であつて、当該電気通信役務を提供する電気通信事業者が次のイ又はロに掲げるものである場合にあつては、それぞれ当該イ又はロに定める額に相当する額(当該額が当該電気通信役務の提供に用いるSIMカード(第二十三條の九の五第一項第三号に規定するものをいう。以下この号において同じ。))の提供に要する費用の額として当該電気通信役務の利用者に対し通常請求される費用の額を超える場合にあつては、当該通常請

(書面による解除の例外)

第二十二條の二の七 「同上」

【一〇四 同上】

五 「同上」

【イハ 同上】

ニ 「同上」

(1) 当該関連契約により提供された役務の対価に相当する額(当該役務の提供に必要な工事のために通常要する費用(当該費用として通常請求されるものに限る。以下この号において同じ。))及び当該関連契約の締結のために通常要する費用に係るものを除く。

【(2) 同上】

【ホ 同上】

【2〇6 同上】

(書面解除に伴い利用者が支払うべき金額)

第二十二條の二の九 「同上」

一 書面解除までに提供された電気通信役務及び当該電気通信役務の提供に付随して提供された有償継続役務であつて書面解除に伴いその提供が中止されたものの対価に相当する額(次号から第四号までに規定する費用に係るものを除く。)

【新設】

求される費用の額)

イ 第二種指定電気通信設備に電気通信設備を接続する電気通信事業者(当該電気通信事業者から当該第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供(二以上の段階にわたる当該卸電気通信役務の提供を含む。))を受ける電気通信事業者を含む。第二十三条の九の三に規定する接続料のうち、第二種指定電気通信設備接続料規則(平成二十八年総務省令第三十一号)第四条第二項第三号に規定する部分に係る接続料

ロ 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者から当該第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者(当該電気通信事業者から当該卸電気通信役務の提供(二以上の段階にわたる当該卸電気通信役務の提供を含む。))を受ける電気通信事業者を含む。当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者から提供される卸電気通信役務に係るSIMカードの料金

三 電気通信役務の提供に必要な工事のために通常要する費用(当該費用として通常請求されるものに限る。次号及び第五号において同じ。)の額として総務大臣が別に告示する額(当該工事が行われた場合に限る。)

四 略

五 略

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

二 電気通信役務の提供に必要な工事のために通常要する費用(当該費用として通常請求されるものに限る。次号において同じ。)の額として総務大臣が別に告示する額(当該工事が行われた場合に限る。)

三 同上

四 同上

## 附 則

- 1 この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第五号）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日前にこの省令による改正前の電気通信事業法施行規則第二十二條の二の七第一項第五号の認定を受けている電気通信役務は、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）第二十二條の二の七第一項第五号の認定を受けたものとみなす。
- 3 新施行規則第二十二條の二の九第二号の規定は、施行日以後に締結される電気通信役務の提供に  
関する契約について適用する。